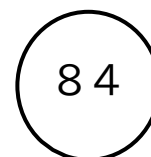


# 令和5年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立東鷹高等学校
課程又は教育部門	定時制課程



## いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめは、それを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって、学校では、生徒の心身の健全な成長と人格の形成、良好な人間関係の構築のため、いじめを防止しなければならない。いじめの未然防止に取り組み、いじめの早期発見とその対処の在り方を明らかにし、いじめ対策の基本となる事項を定めることにより、いじめ対策を総合的かつ効果的に推進することを目標とする。

### 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめはどの生徒にも起こりうるという観点から、全ての生徒を対象にして、いじめに向かわせなため未然防止に取り組む。そのためには、学校教育全体をとおしてすべての生徒が集団の一員としての自覚や自信を持てるような集団作り、互いを認め合える人間関係作り、学校の雰囲気作りに取り組む。具体的には、ホームルーム活動や学校行事における生徒の活躍の場を設定、分かる授業の工夫による学習に対する意欲や自信を持てる状況をつくる等である。また、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ということを、理由や問題点等を含めて理解させていく。そのために、ホームルーム活動等で、いじめとは何かその問題点を考える時間を設ける。

部活動においても、いじめのない環境で実施できるように、部室の使用法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導を行う。

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめ防止や自殺予防のための取組計画や取組評価に関する研修等、いじめを主とする生徒指導上の諸問題に関する校内研修会を実施する。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化しないためにも、年間計画に明確に位置づけ、年度当初には全教職員の共通理解を得る。また、各学期末及び学年末には「取組評価アンケート」や「チェックリスト」等を実施し、アンケート結果をもとに職員研修会を実施する。さらに、年に一回は適任の外部講師を招聘し、時代状況や社会動向を反映した内容の研修会を行う。

発達障がいや性同一性障がい等、きめ細やかな対応が必要な生徒について、教職員等へ正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

### 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

#### （1）基本的考え方

いじめは教職員の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけを装っていたりする等、教職員、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる可能性が高いことを認識しておく。その上で、生徒どうしのけんかや口げんかやふざけ合い等教室で孤立している生徒など、些細な兆候も見逃さず、いじめではないかとの懸念を持って早い段階から複数の教職員で適切な関わりをもっていく。また、生徒との積極的な情報交換を行い、教職員間でも情報の共有化に取り組む。

#### （2）いじめの早期発見のための措置

ア 生徒の現状を定期的なアンケート調査や教育相談（個人面談）、相談箱の活用及び欠席・遅刻・早退の日数等で把握し、いじめへと発展する可能性がある事象の発見に努める。特に、理由のない欠席や理由がある場合でも3日以上欠席については、電話連絡や家庭訪問を通して生徒・保護者等への確認を行う。

イ スクールカウンセラーと連携して、いじめに関して課題となる状況があるかどうかを常に把握できるような体制を組む。

ウ 「いじめ家庭用チェックリスト」を活用し、定期家庭訪問や保護者等との三者懇談会において、気になることがないか把握する。

エ 個人面談だけではなく、始業前や放課後、休み時間等における雑談の中でも、生徒の様子に気を配る。

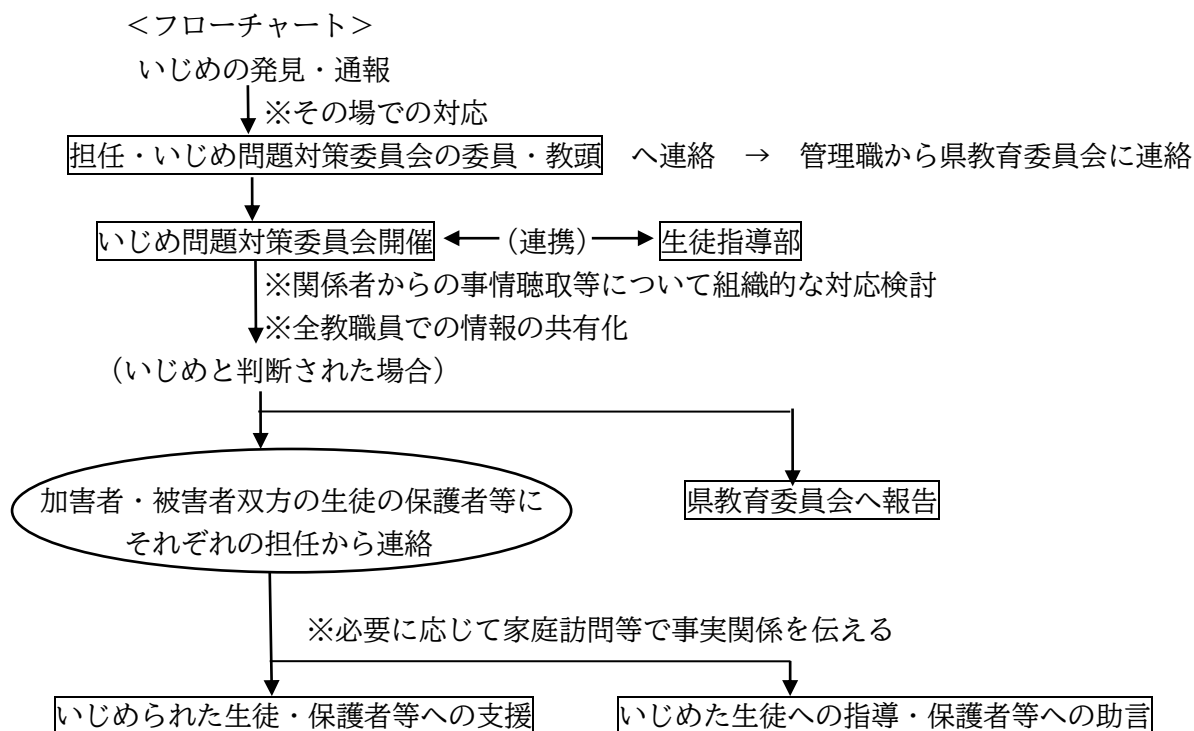
### 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

#### （1）基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。また、インターネットやSNS等を利用したいじめに対しても適切に対応する。心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。

#### （2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの現場（遊びや悪ふざけやけんかやふざけ合い等、いじめと疑われる行為も含めて）を発見した場合は、その場でその行為を止める。生徒や保護者等から訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。教職員間でも情報の共有化に取り組む。いじめの疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ管理職からFAXで第一報を行う。いじめられた生徒やいじめを通報してくれた生徒の安全をしっかりと確保する。非常勤講師についても同様の対応ができるよう周知を行う。また、部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。



### (3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒に、その内容を聴き、いじめられる側に責任はないという観点から、自己肯定感を高めることができるような心のケアを行う。

保護者等に対しては、事実確認の後、家庭訪問等によって速やかにいじめの内容を伝え、いじめられた生徒の立場に立って、しっかり支援することを伝える。また、生徒の安全確保や個人情報保護に徹底して取り組む姿勢を示し、本人と保護者等の不安をできるだけ取り除くように努める。

状況に応じて、複数の教員や生徒の信頼できる友人等で寄り添い見守る体制をつくる。また、スクールカウンセラー等、外部の専門家とも必要に応じて連携する。

いじめの状況が解消されたと判断された後も、継続して十分な注意を払い、情報を収集しつつ折に触れ必要な支援を行う。

### (4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

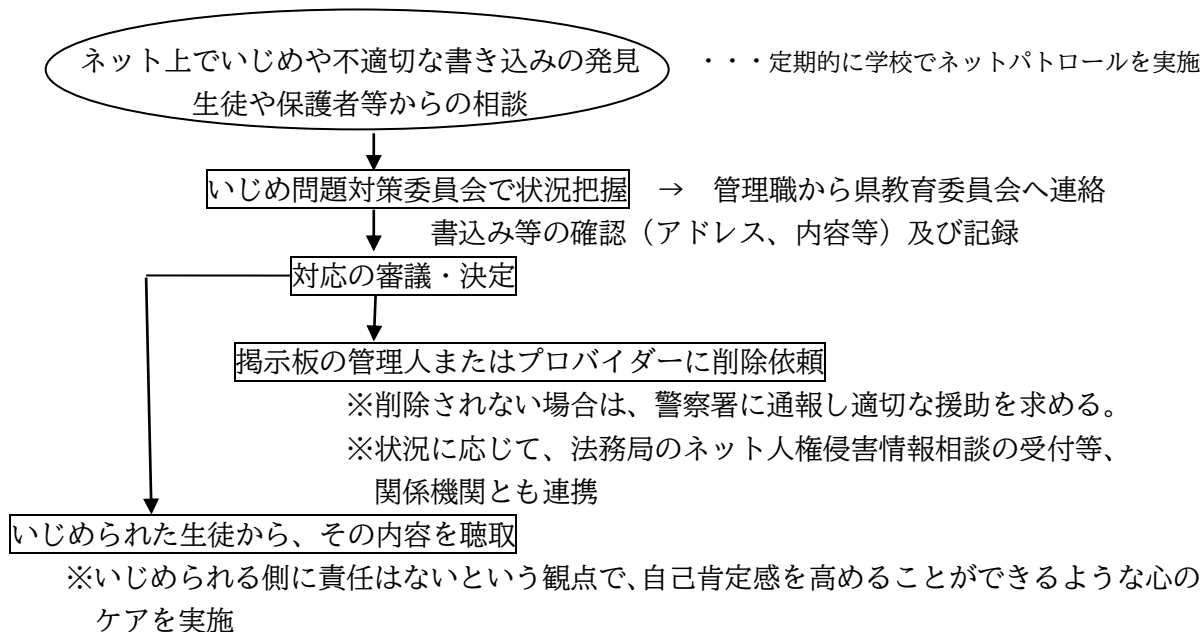
いじめと確認された場合、いじめた生徒に対して、いじめは人格を傷つけ、生命・身体を脅かす行為であることをしっかりと理解させ、その行為の責任を自覚させる。さらに、いじめた生徒の抱える問題や生活背景等を考慮し、いじめに至った動機や心理的な課題等も解決できるように配慮した指導を行う。

いじめたことが明確になったら、家庭訪問等で速やかに保護者等へその内容を連絡する。心理的な孤立感や疎外感を与えないよう教育的な配慮をしつつ、場合によっては毅然とした対応も行う。

### (5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた周囲の生徒に対しては、いじめが起きたことを自分たちの課題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせたり相談したりしていじめを告発する勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で考えさせたり話し合わせたりして、いじめは許されない、根絶しようという態度をいきわたらせるよう丁寧に指導する。

## (6) ネット上のいじめへの対応



## (7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等から長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又はいじめ問題対策委員会での会議により学校長が判断し、長期の期間を設定するものとする。

### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断するには、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを被害生徒本人及びその保護者等との面談等により確認する。

以上2つの要件が満たされていることを、いじめ問題対策委員会の会議で確認し、校長が判断する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

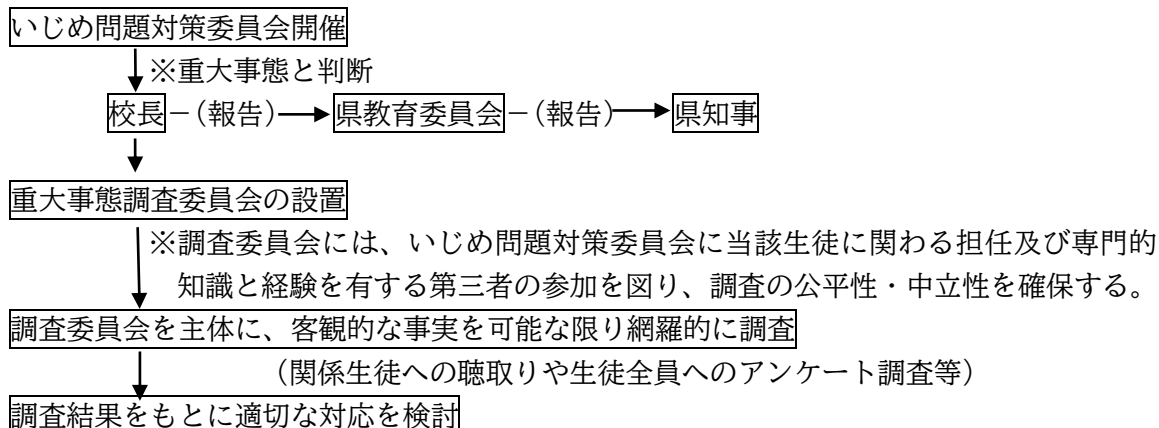
## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。  
・ 児童生徒が自殺を企図した場合 ・ 身体に重大な傷害を負った場合  
・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- ※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

## (1) 重大事態の発生と調査

いじめが発覚した際に、重大事態と考えられる場合は、いじめ問題対策委員会に諮り、早急に、校長から県教育委員会へ報告を行う。その際、県教育委員会から県知事への発生報告を依頼する。



## (2) 調査結果の提供及び報告

調査の結果に基づいて、調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等について、いじめられた生徒及びその保護者等に対して情報を適切に提供する。いじめられた生徒及びその保護者等が希望する場合は、いじめられた生徒及びその保護者等の所見をまとめた文書の提供を受け、今後の同種の事態防止策や上記保護者等の調査結果に対する所見を含めた調査結果報告書を添付して校長から県教育委員会へ報告を行う。その際、県教育委員会から県知事への調査結果の報告を依頼する。県知事及び県教育委員会の指導助言のもとに必要な措置を講じる。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) 組織の名称 いじめ問題対策委員会

### (2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- エ いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者等との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。
- オ 学校いじめ防止基本方針等について地域や保護者等の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校からの配布資料などを通じて家庭との緊密な連携協力を図るための主導的役割を担う。

### (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ア 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- イ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意すること。
- ウ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

## 7 学校評価

本校の「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の状況について、いじめ問題対策委員会がいじめ問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導改善に活かすようにする。評価については、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、実態の把握や対応にどのような取組をおこなっているのかについて評価する。

評価項目は下記のとおりとする。

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない教育環境づくりに係る取組
- ・早期発見といじめに対する措置などのマニュアルの実行
- ・アンケートの内容及び実施
- ・個人面談・保護者等面談の実施
- ・校内研修の実施
- ・ネットパトロールの実施